

～あなたの声をお聞かせください～

## 「まちづくり意見公募」を実施します

今回の募集テーマ **十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例（原案）**

上記条例の原案に関し町民のみなさんのご意見を募集します。公表の原案をご覧になり、感じた率直な意見・素朴な疑問など、積極的に提出してください。

なお、本紙面には原案の概要のみを掲載します。所定の閲覧場所や町の公式ウェブサイト上で原案の全体版を公表していますので、ぜひご覧ください。

### 意見の募集方法

#### 募集対象者

- ① 広尾町に住所を有する方
- ② 広尾町に事務所・事業所を有する方
- ③ 広尾町に通勤、通学している方

#### 閲覧場所・方法

- ① 募集テーマの担当課窓口（港湾課管理係窓口）
- ② 広尾町公式ウェブサイト（<http://www.town.hiroo.lg.jp/>）  
※ 「トップページ」の「まちづくり意見公募制度」のバナーをクリックしてください。
- ③ 多くの町民が利用する施設（閲覧場所）  
⇒ 役場1階ロビー（情報公開コーナー）、図書館、町立国保病院、健康管理センター、広尾町商工会、広尾町農業協同組合、広尾漁業協同組合

#### 意見の提出方法

所定の意見提出用紙または任意の用紙に、氏名（または団体名）、住所（または所在地）、電話番号を必ず記載し、次の方法で提出してください。

- ① 持参提出
- ② 郵送
- ③ FAX
- ④ 電子メール

※ 「意見提出用紙」は、上記の担当課窓口、または閲覧場所等で入手可能です。

#### 意見の提出先

募集テーマの担当課

港湾課管理係 〒089-2692 広尾町会所前6丁目2番地

☎ 2-0185 FAX 2-5078

電子メール k-kanri@town.hiroo.lg.jp

#### 意見募集期間

平成29年6月30日（金）～7月28日（金）

#### 検討結果の公表予定

平成29年9月に港湾課事務所、情報公開コーナー（役場1階）、広尾町公式ウェブサイトにて公表します。また、広報にも掲載します。

※ 提出された方の住所・氏名等個人情報の公表は一切いたしません。

# 十勝港港湾施設管理条例の一部改正(原案)の概要

## ●条例改正の趣旨

十勝港港湾施設管理条例（平成10年広尾町条例第7号。以下「条例」という。）は、広尾町が管理する十勝港港湾施設について、安全かつ効率的な利用を図り適正な運営に資することを目的に制定されました。

十勝港内の水産資源などの素潜り等による採捕については、北海道海面漁業調整規則にも抵触せず、禁止するその他の法令等もないことから、海上保安署、警察署ともに危険であることを理由とした注意喚起にとどまるものとなっています。

しかしながら、港湾内での遊泳及び潜水行為は、船舶との接触事故等が発生する危険性が高いことから、安全確保を図るために、港湾内での遊泳及び正当な理由なく潜水する行為について、科料に処する罰則を規定するものです。

## ●条例改正の内容

### 1 水域施設内における遊泳及び潜水の制限

水域施設内において遊泳又は正当な理由なく潜水してはなりません。ただし、広尾漁業協同組合が、当該組合の定款に定める事業の遂行のために遊泳及び潜水する場合は、この限りではありません。

### 2 罰則

港湾内の水域における遊泳及び潜水の制限の実効性を高めるため、科料(注)に処するという罰則規定を設けて禁止する改正を行います。

(注)科料 . . . . . 刑法17条の規定による。

